

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第45条第1項、第47条第4項、第48条第1項及び第49条第1項において、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が一定の基準を満たした高齢者向けの賃貸住宅の整備等を行う場合、国又は地方公共団体は整備費用の一部等を補助することができることとされており、法第45条第1項又は第49条第1項において、当該賃貸住宅に係る基準を規定している。

また、法第51条第1項に基づき、公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅が不足している等の理由により公営住宅を公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条に規定する条件を具備しない高齢者に使用させることが必要であると認める場合、国土交通大臣の承認を得た上で、当該公営住宅を当該高齢者に使用させることができることとされており、法第51条第1項各号において、当該公営住宅の管理に係る基準を規定している。

これらの基準のうち、入居者の資格である高齢者の具体的な要件については、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「規則」という。）第5条、第19条及び第27条において、①同居する者がいない者又は②同居する者が配偶者又は60歳以上の親族等であること等と規定しているところ（同居親族の要件）、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」（以下「当該者」という。）は介護体制の整った施設等に入居することが多かったため、これまで当該者は①の規定から除外されていた。

他方、近年、様々な障害福祉サービス等の普及が進み、障害者が居宅において個別の状況や希望に応じて適切なサービスを受けながら単身で居住することが可能な環境が整備されてきたことや、公営住宅法においても公営住宅の入居要件から同居親族の要件そのものが削除されていることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨も踏まえ、当該者の単身入居を一律に排除するのではなく、適切なサービスの活用により当該者の単身入居を認める賃貸住宅等の整備を推進し、障害のある者を含む高齢者の居住の安定の確保をより一層推進するため、規則において所要の措置を講じる必要がある。

2. 概要

規則第5条第2号イ中、「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）」を削り、規則第5条、第19条及び第27条の「同居する者がいない者」に当該者が含まれるようにすることで、他の障害がない者と同様の扱いにする等の所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和8年6月